

被控訴人の答弁書に対し、以下の通り反論する。

控訴人開地区自治連合会の当事者適格について

最大判昭和45.11.11（民集24.12.1854）は、「任意的訴訟信託は、民訴法が訴訟代理人を原則として弁護士に限り、また、信託法一条が訴訟行為を為さしめることを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴訟信託がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には許容するに妨げないと解すべきである。」旨判示して、特定の者が第三者から任意的訴訟信託を受けて自己の名で訴訟を進行することを認めている。

控訴人開地区自治連合会は、開地区全居住者等をもって構成される自治会である開自治会を前身とするものであって、昭和63年3月12日、開自治会が第一自治会から第六自治会に六分割されると同時にそれら6自治会をもって構成され、これらを統括する連合会として設立された。

控訴人開地区自治連合会は、住民の福祉・厚生と生活・文化の向上を期し、住み良い明るい街づくりに寄与することを目的とする。開浄水場の休止に反対する活動をはじめとする水道問題は、開地区住民の福祉・厚生に直接関わる問題であり、控訴人開地区自治連合会が取り組むことが適切な課題である。

それ故、水道問題に関する開地区住民の宇治市との交渉はすべて控訴人開地区自治連合会が窓口となって、中心的にこれを行ってきた。

それ故、開簡易水道が廃止され、宇治市営水道に切り替えられる際にも、控訴人開地区自治連合会の前身となる開自治会が中心となって交渉を行い、本件覚書（甲1）の締結当事者となり、市水道切替えの同意書（甲73, 74）の取りまとめも開自治会が行った。

かかる事情に照らせば、控訴人開地区自治連合会は本訴を進行するに足りる知識・経験・能力があって、それ故、他の控訴人・補助参加人らも控訴人開地区自治連合会に対して任意的訴訟信託を行っているものである。したがって、控訴人開地区自治連合会に当事者適格を認めたとしても、弁護士強制主義を潜脱するおそれはなく、同控訴人の当事者適格を認める合理的必要も認められるから、控訴人開地区自治連合会の当事者適格を認めるべきである。

開浄水場で浄水された水の供給を受ける権利について

被控訴人は、要旨、給水契約は供給規程や水道法・同施行規則によって内容を

規定され、当事者の自由な合意によるべきではない旨主張する。

しかしながら、北村和生・立命館大学教授の法律意見書（甲 83）でも明らかにされているとおり、水道法は同法に規定のない事項である水源の特定について水道事業者と需要者が別の契約することを禁ずるものではなく、かかる契約には法的拘束力が認められるものである。これは内田貴教授（東大・民法学）の制度的契約論をも踏まえた上での北村教授（行政法）の見解である。したがって、原審・被控訴人の水道法の解釈は否定されたものと言うべきである。

開浄水場で浄水された水を供給する義務を基礎づける事情があるか

被控訴人は、要旨、給水契約は受容者の申込みによってのみ成立するとし、本件覚書やその締結前後の事情を給水契約とは切り離して考える立場に立つ。そのため、控訴人らと被控訴人との間で「歴史的に形成された約束」は給水契約とは別ものであるとし、これによって給水契約の「合理的意思」を論じるべきではないとする。

しかしながら、給水契約は民事上の契約であるから、当事者の意思の合致によって成立する。本件で問題となっているのは、昭和53年に控訴人らと被控訴人との間で成立した給水契約の内容は何か、すなわち、控訴人らの意思と被控訴人の意思の内容を探り確定させることである。控訴人らは、当審において、さらに書証を追加提出し、加えて、人証によりこれを立証する予定である。

信頼保護の法理について

北村教授法律意見書によれば、仮に開浄水場で浄水された水を供給するということが控訴人らと被控訴人との間で「契約された」とまでは認められないとしても、開浄水場の浄水の供給を受けることができるとの控訴人らの信頼は保護されるべきである。当時の宇治市長が控訴人らに対して三者三様負担合意を斡旋し、「地下水は宇治市が責任を持って給水する」と確言した確約に被控訴人が法的に拘束されないとするのは禁反言則に違反すると言うべきである。